



伊勢原市第二次行財政改革推進計画

平成20年度～平成22年度

はじめに

この計画は、伊勢原市行財政改革推進計画（第一次計画・平成17年度～平成19年度）に続いて、平成20年度から3年間にわたる本市の行財政改革の基本方針と具体的プログラムを定めています。

第一次計画の策定に当たっては、行政外部の視点から市政をチェックする機関として「行財政運営改善推進委員会」を設置し、「市民が変わる 市役所が変わる」をキーワードとする委員会の提言と、市民参加の中で寄せられた市民の意見を集約して、次の3つの方向性を計画に位置づけました。

改革の方向性

地域活性化に寄与する市民・NPO・企業等の主体的な活動を促し、それらと協働することにより、多様な市民ニーズに応える「小さな市役所 大きなサービス」を実現する。

⇒ 「市民・NPO・企業等との協働によるまちづくり」

改革の方向性

多様な主体との協働によるまちづくりを基本として、市民の福祉の増進を目指して都市を運営するという観点から簡素で効率的な行政執行体制の確立を図り、地方分権時代における基礎的自治体としての行政責任を的確に果たす。

⇒ 「簡素で効率的な行政執行体制の確立」

改革の方向性

簡素で効率的な執行体制を確立することにより、市の財政構造の弾力性を回復し、時代の変化と新たな市民ニーズへの対応力を向上する。

⇒ 「財政の健全化」

多様な市民参加の中で策定した第一次計画の進ちょく状況に関して、平成18年度には「行財政運営改善推進委員会」を「行財政改革推進委員会」に改組し、引き続き行政外部の視点からチェックを受けてきました。委員会からは、計画の進ちょく状況について、未だ本格的な改革の成果は得られておらず、第一次計画に定める「改革の方向性」を堅持しながら、具体的な改革の取組を徹底していく必要があるとの厳しい指摘を受けました。

このため、第二次計画の策定に当たり、同時並行で策定した「いせはら21プラン・後期基本計画」との整合をとりながら、「まちづくり市民会議」などを通じて改めて市民の意見を把握するとともに、行財政改革推進委員会の意見を踏まえ、第一次計画に基づく取組の方向性、スケジュールを再点検し、第二次計画に位置づける内容を検討してきました。

少子高齢社会・人口減少時代を迎え、分権型社会システムへの転換という大きな社会潮流の中で、市民生活に身近な基礎的自治体としての役割を的確に果たしていくためには、引き続き行財政改革を推進していくことが不可欠です。特に職員の大量定年退職が進む中で、高質多様な市民ニーズに対応していく仕組みを整えていくには、ここ数年が非常に重要な期間となります。

この計画に基づく取組の内容については、第一次計画と同様に、毎年予算編成と実績報告の時点で市民の皆さんに公表し、その意見を反映するよう、計画を進行管理していきます。

なお、この計画は、本市の「行政改革大綱」及び「集中改革プラン」を兼ねて策定したものです。

目 次

1 行財政改革の推進	1 p
------------	-----

市民・NPO・企業等との協働によるまちづくり

(1) 市政への市民参加	2 p
(2) 市民等の自主的活動の促進と協働によるまちづくり	3 p

簡素で効率的な行政執行体制の確立

(1) 事務事業の見直し	5 p
(2) 組織・機構の再編	13 p
(3) 職員の資質向上と定員管理	16 p

財政の健全化

(1) 財源の確保	18 p
(2) 経常経費の削減	19 p
(3) 財政健全化の推進	21 p

2 計画の進行管理	22 p
-----------	------

3 資料編

(1) 第一次行財政改革推進計画の進ちょく状況	23 p
(2) 人口の推移と今後の見通し	30 p
(3) 財政状況	31 p
(4) 職員数と給与等の状況	34 p
(5) 計画の策定経過	35 p

1 行財政改革の推進

地方分権の進展に伴い、自治体として主体的判断と自己責任のもとに身近な地域課題の解決を図る能力の向上が求められている。基礎的自治体として市民の福祉の増進を図り、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を的確に果たすために、次の3つの方向性を第一次計画から継承し、行財政改革の取組を推進していく。

市民・NPO・企業等との協働によるまちづくり
簡素で効率的な行政執行体制の確立
財政の健全化

この3つの方向性を具体化するために、以下の体系に即した組織横断的な取組を推進する。

市民・NPO・企業等との協働によるまちづくり

- (1) 市政への市民参加
 - 市政情報の共有化
 - 市政への市民参加の推進
- (2) 市民等の自主的活動の促進と協働によるまちづくり
 - 自治会活動の支援
 - ボランティア、NPO活動等の支援
 - 各種団体の自立促進
 - 協働によるまちづくりの展開

簡素で効率的な行政執行体制の確立

- (1) 事務事業の見直し
 - 事務事業の整理・合理化
 - 電子自治体の構築
 - 行政手続の簡素化・効率化
 - アウトソーシングの拡大、雇用形態・職員配置基準の見直し
 - 公の施設の管理運営体制の見直し
 - 広域行政の推進
- (2) 組織・機構の再編
 - 市民ニーズに即応できる行政体制の整備
 - 窓口サービスの向上
 - 外郭団体の運営の効率化と活性化
- (3) 職員の資質向上と定員管理
 - 人材育成の推進
 - 職員定数の適正化

財政の健全化

- (1) 財源の確保
 - 税財源の拡充
 - 収納体制の強化と公平性の確保
- (2) 経常経費の削減
 - 事務事業の点検
 - 人件費の削減
 - 長期債務の削減
- (3) 財政健全化の推進

市民・NPO・企業等との協働によるまちづくり

(1) 市政への市民参加 市政情報の共有化

【基本方針】

- ・ 広報、広聴チャンネルを拡充し、市民と市との双方向の情報交換を通じて市政に関する情報の共有化を推進する。
- ・ パブリックコメント制度(市民意見提出制度)に基づき、市の重要施策等の原案を公表し、市民から広く意見を求める。
- ・ 個人情報の保護に配慮しながら、開かれた市政を保障する情報公開制度を適正に運用する。
- ・ 市の政策形成に関連する各種審議会等の公開及び委員公募を積極的に推進する。

【主な取組】

項目	所管課	平成19年度の現状	取組内容		
			20年度	21年度	22年度
市政情報コーナーの充実	市民相談課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有償刊行物の集中頒布を開始 ・ 市政情報の公表、提供に関する基準が未策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市政情報の公表、提供制度の制定 ・ 刊行物頒布手段の検討(直売・委託など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市政情報の公表、提供制度の施行 ・ 刊行物頒布要件等の統一化 	→
伊勢原市公式ホームページの運用	広報広聴課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「ウェブアクセシビリティ指針」に基づくサイトづくり ・ 情報発信までの時間差の発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報発信課によるサイトの直接更新に向けた調整 ・ 研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報発信課によるサイトの直接更新の実施 	→
パブリックコメント制度の運用	市民協働課	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメント制度に基づく市民意見の募集 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度の運用、検証 		→

*ウェブアクセシビリティ指針：誰もが情報を入手しやすいホームページづくりの指針



市政への市民参加の推進

【基本方針】

- ・ 「市民参加推進指針」に基づき市政への市民参加を拡充する。
- ・ 各種審議会等の委員公募制度の適正な運用により、政策形成過程への市民参加を推進する。
- ・ 市民生活に密接に関連する行政計画の策定に当たっては、現状と課題に関する共通理解と対応方針に関する合意形成過程として、策定の初期段階から市民参加の場を確保する。

【主な取組】

項目	所管課	平成19年度の現状	取組内容		
			20年度	21年度	22年度
市民参加推進指針の運用	市民協働課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民参加推進指針に基づく取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度の運用、検証 		→
審議会等の在り方に関する基本方針の運用	市民相談課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会等の在り方に関する基本方針に基づく会議の公開・委員の公募等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度の運用、検証 		→
インターネットを活用した広聴活動の推進	広報広聴課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子会議室における市民の意見交換等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子会議室の運用、検証 ・ 新たな手法の検討、運用 		→

市政の外部チェック機能の導入	行政改革推進室	・行財政改革推進委員会による行財政改革進捗状況の確認	・行財政改革進捗状況の点検	
広報いせはら編集への市民参加の充実	広報広聴課	・広報編集委員、広報通信員、市民リポーター、市民広報カメラマンによる市民参加を実施	・市民企画による特集記事の作成	

(2) 市民等の自主的活動の促進と協働によるまちづくり
自治会活動の支援

【基本方針】

- ・個人や家庭で解決できない地域課題の解決や住民自治能力の向上に自治会が一層的確な役割を果たすことができるよう、良好な地域社会の形成に資する自治会活動を支援する。
- ・所要の手続きを経て「地縁による団体」としての権利能力を各自治会が取得するよう促進し、不動産等の自治会管理の適正化を図る。
- ・自治会未加入者の自治会への加入を促進するとともに、自治会連合会と連携し、市から自治会に対して依頼している事項を点検して市と自治会との役割分担の適正化を図る。

【主な取組】




項目	所管課	平成19年度の現状	取組内容		
			20年度	21年度	22年度
自治会と市との役割分担の点検	市民協働課	・地域課題の解決における自治会の役割増大 ・地域コミュニティの希薄化による自治会衰退の危惧	・自治会連合会による自治会活動の調査、研究	・「自治会のあり方について」のとりまとめ	・「自治会のあり方について」に基づく見直し、改善


ボランティア、NPO活動等の支援

【基本方針】

- ・地域課題の解決に寄与するボランティア活動やNPO等による公益的活動の促進、支援を図る拠点として、「市民活動サポートセンター」を開設する。

【主な取組】

項目	所管課	平成19年度の現状	取組内容		
			20年度	21年度	22年度
市民活動促進指針の運用	市民協働課	・市民活動促進指針に基づく取組の推進	・制度の運用、検証		
市民活動の情報提供の充実	市民協働課	・市民活動団体の活動情報をインターネット上で提供する「いせはらプラザ」の運用	・市民活動団体情報の拡充		
市民活動サポートセンターの整備	市民協働課	・市民活動サポートセンターの機能、施設内容、配置等の基本的構想のとりまとめ	・市民活動サポートセンターの設置	・市民活動サポートセンターの運営	

市民活動の育成	市民協働課	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動支援助成金制度の運用 団体の自立性等の課題 	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動支援助成金制度の見直し 新市民活動支援助成金制度の運用 	
---------	-------	--	--	---

各種団体の自立促進

【基本方針】

- 各種団体のうち、その設立過程や運営面において市が関与しているものについては、改めて団体活動の公益的必要性を点検の上で団体の自主性、自立性を高める方向で市の関与の在り方と団体に対する支援内容を見直す。

【主な取組】




項目	所管課	平成19年度の現状	取組内容		
			20年度	21年度	22年度
観光協会の法人化	商工観光振興課	観光協会(任意団体)の業務と市の業務の区分が不明確	法人化に向けた検討、準備	協会の法人設立の認可	

協働によるまちづくりの展開

【基本方針】

- 高質多様化する市民ニーズに対し、サービス提供主体となる行政、ボランティア、NPO等が相互の特性を理解し、的確な役割分担のもとできめ細かな多面的サービスを提供する仕組みとして幅広い領域で協働によるまちづくりを展開し、市民サービス総体の質的向上を図る。

【主な取組】

項目	所管課	平成19年度の現状	取組内容		
			20年度	21年度	22年度
新生児訪問の充実	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> 保健師・助産師等による専門的な家庭訪問支援の実施 ヘルパー派遣による育児・家事等の援助の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 地域で子育て支援の担い手となっている「子育てサポーター」の活用 事業の周知 訪問者の研修 		
公園愛護会活動推進事業	公園緑地課	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動団体に公園の管理をお願いする制度の創設 活動団体の加入促進 	<ul style="list-style-type: none"> 制度の運用、加入促進 		
生活道路改善事業	土木維持補修課	<ul style="list-style-type: none"> 市民との協働による生活道路整備の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 制度の運用 		



簡素で効率的な行政執行体制の確立

(1) 事務事業の見直し 事務事業の整理・合理化

【基本方針】

- ・市の施策、事務事業を必要性、公共性、効率性、有効性などの統一的な視点から客観的に分析、評価し、その結果を行政運営に反映させるため、行政評価制度を的確に運用する。
- ・事務事業評価制度に基づく総合計画上事業の評価のほか、經常的に実施している事務事業についても執行方法と成果を定期的に点検し、事務事業の合理化、効率化、統合、廃止、受益者負担の在り方の見直し等を推進する。
- ・入札、契約手続の透明性を向上するため、一般競争入札と電子入札制度を拡充する。

【主な取組】

項目	所管課	平成19年度の現状	取組内容		
			20年度	21年度	22年度
行政評価制度の運用	企画調整課	・施策評価、事務事業評価の実施、結果の公表	・制度の運用、検証 ・結果の公表		
職務の標準化	行政改革推進室	・各所管課における業務マニュアルの作成	・マニュアルの随時見直し、更新		
補助金の見直し	財政課	・補助金の使途等の調査実施、事業費補助金化の推進 ・公益性、財政支援の必要性の観点から点検を行い、補助金額の削減を実施	・調査結果に基づく課題の整理、対応方針の決定	・実施	
事務事業の廃止	福祉総務課	神奈川県建設連合国民健康保険組合補助金	・補助単価引下げ	・廃止	
	広報広聴課	広報いせはらにおける「生涯学習インフォメーション」 ・年2回発行	・市民への新たな情報提供手法の検討、確立 ・廃止		
	交通防犯対策課	ベビーシート貸出事業費交付金 ・制度廃止	・経過措置：平成19年度末までの受付分は最長6ヶ月まで貸出	・完全廃止	
	会計課	口座振替通知書 ・市から債権者へ支払いの都度、作成・発送	・システムの改造(支払先通帳へ市所管課名を印字) ・廃止の周知	・廃止	
利用者、受益者負担の見直し	商工観光振興課	市営大山駐車場 ・1日1回当たりを単位に定額料金を設定 ・利用状況を把握するアンケートの実施	・利用状況アンケート結果の検証 ・時間料金制の検討 ・地元関係団体等との協議	・条例改正 ・利用者、市民等への周知	・時間料金制の実施と結果の検証

事務事業の内容 見直し	介護高齢福祉課	高齢者福祉サービス ・受益者負担のあり方の検討	・第4期高齢者保健福祉計画の策定	・新計画に基づく福祉サービスの実施	→	
	市民相談課	ふれあい農園 ・消費者保護事業として実施	・類似事業等との整理、検討、今後の方針決定	・方針に基づく取組	→	
	戸籍住民課	清掃手数料(し尿)の納入方法 ・汲み取り後に請求することによる滞納の発生	・証紙方式(汲み取り前に証紙購入)の調査、研究 ・導入計画の策定	・証紙方式の導入に向けた事務システム改善	・証紙方式の実施	
	会計課	口座情報の一元管理 ・各所管課で管理する債権者情報があることによる変更漏れ等の発生	・調査、検討、研究	・全庁的に電算管理している債権者情報の整理(重複登録の削除等)	・一元管理の実施	
	広報広聴課、総務課	電子メールによる市民からの問い合わせへの対応 ・広報広聴課が一括して受け付けることによる時間差の発生	・事務処理マニュアルの整備 ・電子メール対応システムの更新 ・「お問い合わせメール」への各所管課対応の実施		→	
	予防・防災課	総合防災訓練 ・行政と関係機関の連携訓練を主体とし、1カ所で開催	・地域型の防災訓練への移行について各自主防災会への説明、協力依頼	→	・各避難所を中心とする地域での初期連携訓練等の実施(可能な地域から順次実施)	→
	管財契約検査課	公用車の軽自動車増車、公用バイク・公用自転車の配置 ・30台の共用車を配置	・近距離において利用する自動車の実態把握とバイク、自転車の利用調査	・小型車両3台を軽自動車へ切り替え	・小型車両3台を軽自動車へ切り替え	

電子自治体の構築

【基本方針】

- ・ 県市町村電子自治体共同運営協議会における電子自治体の構築に向けた共同の取組を進め、市民の利便性向上に向けた手続の電子化を推進する。
- ・ 庁内LANを活用し、庁内情報の共有化と事務処理の効率化を推進する。
- ・ 文書管理システム等の導入を進め、内部管理事務の合理化、省力化を推進する。
- ・ 情報ネットワークの高度化に合わせて市民のプライバシー確保に最大限配慮し、情報セキュリティの充実を図る。

【主な取組】

項目	所管課	平成19年度の現状	取組内容		
			20年度	21年度	22年度
電子申請、届出のシステム化	情報システム課	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハード面のインフラ整備は、ほぼ予定どおり進ちよく ・ 対象メニュー：13 手続き ・ 公的個人認証の利用者負担や PR 不足による利用率の低迷 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象メニューの拡大 ・ システム更新の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ システム更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・ マルチペイメント導入に向けての調整 ・ 基幹システムとの連携に向けた調整
施設予約のシステム化	情報システム課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象施設数：13 施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象施設の拡大準備 ・ システム更新の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象施設の拡大 ・ システム更新 	
電子入札システムの利用拡大	管財契約検査課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事案件は電子入札システムにより入札を執行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計、測量など工事に係る委託に利用を拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃・警備などの委託、物品の購入に利用を拡大 	 
電子自治体共同運営事業の推進	情報システム課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県市町村電子自治体共同運営協議会において、統合型GIS、電子文書の原本保証システムの検討を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内、共同運営協議会における検討、検証 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 導入に関する意思決定
税関係を中心とした旧式電算システムの見直し	情報システム課、市民税課、資産税課、収納課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多額の運用、改修費用が発生 ・ 税情報の即時更新ができないことによる市民サービスの低下 ・ 旧式電算システムに対応した研修機会等の減少による職員の育成困難 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホストコンピュータ運用SEの配置 ・ 庁内調整 ・ 標準型システムへの移行に向けた方針決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 標準型システムの業者選定、詳細仕様の確定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ システムの開発 ・ データ移行作業

* マルチペイメント：行政機関と金融機関をネットワークで結び、ATM、パソコン等により、24時間どこからでもで公共料金の振込みを可能にするシステム

* 統合型GIS：道路、税、農地、福祉など様々な情報を位置(地図)情報と結びつけて電子システム上で一元的に整理し、その情報を市民や自治体が利用する仕組み

行政事務の電算システム化	戸籍住民課	戸籍電算システム ・戸籍電算化に向けたデータ作成等、導入準備	・システムの稼働				
	会計課	口座振込情報電送システム ・フロッピーディスクを銀行へ手渡しし、各種振込を実施	・口座振込情報電送システムについて先進市の視察等調査、研究	・システムの改造 ・口座振込情報の電送による振込の実施			
	会計課	公共料金事前通知サービス ・電気料等、公共料金の支払いを各所管課で個別に対応	・全庁で公共料金を支払う所管の把握 ・先進市の視察等調査、研究	・公共料金支払い事務を取りまとめる担当課の選定 ・システムの改造			・導入
	学校教育課	学校災害医療費給付請求事務 ・手処理により、請求事務を実施 ・請求事務に要する時間、給付までの期間の増大	・保健室用パソコンのインターネットへの接続 ・オンラインによる事務処理の実施				
	職員課	勤務時間の管理 ・職員の出退勤や休暇の取得及び時間外勤務は紙ベースで管理	・ICカード等を利用し職員の出退勤や休暇の取得及び時間外勤務の管理を行うシステムの先進的な導入事例の研究	・命令、決裁方法等について研究			・新たな管理システムの運用
	総務課	電子文書管理システム ・所管課での構想段階 ・県市共同で、基盤となる電子文書原本性証明システムの構築を予定	・導入時期の決定 ・現行文書管理システムの見直し				
	総務課	電子決裁システム ・所管課での構想段階 ・事務決裁規程の見直しの実施	・導入時期の決定 ・庁内調整				
住民票等発行用自動交付機の更新	戸籍住民課	・市庁舎に1機、大田ふれあいセンターに1機を設置	・利用頻度が非常に低い大田ふれあいセンター設置分の廃止 ・市庁舎設置分の更新、稼働				
職員のパソコン技術の向上	職員課	・ソフトウェアを中心とした派遣研修を公募制により実施 ・庁内研修の機会が少ない	・庁内調整 ・庁内講師による研修の随時開催				

* ICカード：大容量、高セキュリティという特徴を持ったICチップを埋め込んだカード。様々な情報を登録することができる

行政手続の簡素化・効率化

【基本方針】

- ・各種行政手続に要する申請書類の記載事項や押印、添付書類等の簡素化と手続の迅速化を進める。

【主な取組】

項目	所管課	平成19年度の現状	取組内容		
			20年度	21年度	22年度
仕事、意思決定のスピードアップ（決裁、予算執行等）	財政課、総務課	・「契約の手引き」等で個別の事務処理を進める際に必要な手続きを規定	・全庁的に共通の事務処理に関するマニュアルの見直し	・個々の課等のマニュアルの見直し	
軽易な文書におけるファクシミリ、メールの活用	総務課	・ファクシミリやメール利用について、各所管課において適宜対応	・ファクシミリやメールにより送付できる文書の明確化 ・留意事項の明確化		

アウトソーシングの拡大、雇用形態・職員配置基準の見直し

【基本方針】

- ・市の事務事業の執行方法を点検し、必ずしも市の正規職員が直接担当しなくてもいい業務や、民間に委ねた方がサービスの効率化と質の向上が図られる業務については、業務のアウトソーシングを積極的に推進する。

*アウトソーシング：外部委託、外注

【主な取組】

項目	所管課	平成19年度の現状	取組内容		
			20年度	21年度	22年度
窓口業務の見直し	戸籍住民課	戸籍窓口業務の一部民間委託 ・住民票等の郵送請求補助業務、印鑑登録等の入力補助業務等について民間委託	・「交付の請求の受付及び交付の補助業務」について、民間委託業務の拡大検討 ・他市町村事例の調査、研究	・「交付の請求の受付及び交付の補助業務」について、民間委託業務を拡大	→
	総務課、職員課	窓口への職員配置 ・臨時職員、嘱託職員、再任用職員、任期付職員の採用により、雇用形態の多様化を推進	・任用形態別の標準的な業務内容、対応業務の明確化 ・臨時職員、嘱託職員を中心に現在の任用形態を整理 ・派遣職員を含めた多様な任用形態の活用、効率的な窓口対応の方法を検討		→

再任用職員を配置する職場の拡大	職員課	<ul style="list-style-type: none"> ・事務職員 9 人、給食調理員 4 人、校務整備員 1 人の計 14 人の再任用職員を配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・再任用職員を活用できる職場の拡大 	→	
市民朝市	農政課	<ul style="list-style-type: none"> ・市が事務局となり、市職員が準備、広報、イベント事業の企画等を実施 ・年 12 回開催 ・出店参加組合員の減少 ・来場者の固定化 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の運営について検討、継続への意向確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな朝市の実施 	→
(ごみ減量・資源化を推進するため、)新たな分別収集による収集体制の構築	環境美化センター	<ul style="list-style-type: none"> ・収集車 2 人乗車を一部実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみ収集を全面委託 	→	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみ収集の見直しに伴う委託内容の見直し(週 3 回 2 回)
小学校給食調理員のパート職員活用	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・正規職員 41 人、再任用職員 3 人、パート職員 2 人を配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・食の安全と給食調理業務の確実な運営を確保しつつ、一部パート職員を導入 ・パート職員に対する衛生管理研修の実施 	→	
児童コミュニティクラブ事業	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・10 小学校区で 12 クラブを開設し、2 クラブを NPO 法人へ運営委託 ・開所時間の延長や活動の充実など運営面のニーズが多様化 	<ul style="list-style-type: none"> ・2 クラブを新たに運営委託 	→	<ul style="list-style-type: none"> ・2 クラブを新たに運営委託 ・2 クラブを新たに運営委託

公の施設の管理運営体制の見直し

【基本方針】

- ・不特定多数の市民が利用する公共施設については、効率的で質の高いサービスを提供するため、利用日、利用時間等の拡大を図るとともに、指定管理者制度の導入拡大や業務のアウトソーシングを推進する。
- ・公共施設の管理運営コストの低減を図るとともに、それぞれの施設の特性に応じた受益と負担に関する基準に基づき、有料化すべき施設については、新たに施設利用者の受益者負担を導入する。
- ・市が設置、管理する児童館、福祉館、地域集会所などの公共施設のうち、実質的に単一自治会の集会施設として利用が特定されているものについては、地元で集会施設を設置管理する他の自治会とのバランスを確保するため、地域との合意形成を図りながら、施設の改修などに合わせて現に利用している自治会に移管することを原則とする。
- ・地域や関係団体と連携し、放課後の学校施設や公民館を地域コミュニティの拠点施設として活用するとともに、市長部局所管のコミュニティセンターと教育委員会所管の地区公民館の役割及び運営体制を再整理し、適正化を図る。
- ・保育所・幼稚園・児童コミュニティクラブ・子育て支援センター等の在り方を再整理し、子育て支援体制の強化を図る。
- ・類似機能を持つ施設の新規建設を抑制し、既存施設を最大限に活用することを原則とする。

【主な取組】

項目	所管課	平成19年度の現状	取組内容		
			20年度	21年度	22年度
公の施設の多角的な利活用方策の検討	行政改革推進室、企画調整課、財政課、総務課、施設所管課	<ul style="list-style-type: none"> ・利用実態の類似性が認められる公民館、コミュニティセンター、福祉館等のあり方について整理が必要 ・公共施設の有料化に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・検討 ・方針の確認 ・具体的方策の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・見直し方策の実施 	→
指定管理者の更新	市民協働課、交通防犯対策課、農林整備課、商工観光振興課、福祉総務課、生活福祉課、青少年課、スポーツ課	<ul style="list-style-type: none"> ・伊勢原北コミュニティセンター、伊勢原南コミュニティセンター、成瀬コミュニティセンター、市立地域集会所、自転車等駐車場、ふれあいの森キャンプ場、御所の入森のコテージ、市営大山駐車場、シティプラザ、福祉館、老人福祉センター、老人憩の家、児童館、日向ふれあい学習センター、武道館 ・平成18年度から指定管理者制度を導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者の選定 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者の更新 ・更新された指定管理者による管理 	→
	公園緑地課	<ul style="list-style-type: none"> ・有料公園施設 ・指定管理者の選定 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者による管理 	→	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者の選定

新たな管理運営方法の導入	市民文化会館	市民文化会館 ・新たな管理運営方法の検討	・新たな管理運営方法の決定	・新たな管理運営方法の導入	
	図書館	図書館 ・今後の運営のあり方について図書館協議会と協議を重ね、利用者アンケート等を踏まえ、運営方針を決定 ・職員2人減員に伴う業務の見直し等	・決定された運営方針に基づく業務委託仕様等の作成	・窓口業務委託に伴う組織体制の再編	・新生図書館の運営体制の評価と見直し
	子ども科学館	子ども科学館 ・基本理念を基に事業内容を見直し、子ども科学館運営協議会で協議を重ねながら、より質の高い効率的な運営プランを作成	・プランに基づき、民間活力等を導入した人的配置を実施	・プランに基づき、一部委託等の実施、展示内容の更新	・新生子ども科学館の運営体制の評価と見直し
	保育課	公立保育所 ・4園を直営で運営 ・保育ニーズの増大、多様化	・立地特性に応じた施設別運営方針の決定 ・保育サービス拡充方法の決定（民間活力の導入等）	・民間活力等導入施設の決定 ・保育サービス拡充内容の関係者周知	・公募による民間事業者の選考 ・関係条例等の改正
児童館の地元自治会への移管	青少年課	・平成18年度から地元自治会を指定管理者に指定 ・実態として、地元自治会の集会施設となっている児童館の存在	・関係部局による調整	・調整結果に基づく移管予定児童館の改修費の予算化	・移管予定児童館の改修工事の実施 ・工事終了後、地元自治会へ移管

広域行政の推進

【基本方針】

・市民生活の広域化や多様化に対応し、近隣自治体等と連携して市民利用施設の広域利用制度の拡充を図るとともに、一部事務組合、事務委託による広域的な事務処理の合理化、効率化を推進する。

【主な取組】

項目	所管課	平成19年度の現状	取組内容		
			20年度	21年度	22年度
広域行政課題の検討	企画調整課	・湘南地域市町連絡協議会など広域行政検討組織における検討	・広域行政課題に関する協議、検討	→	
消防の広域化	消防総務課	・県による推進計画の策定	・関係市町村との調整	→	

(2) 組織・機構の再編
市民ニーズに即応できる行政体制の整備

【基本方針】

- ・組織の見直しに当たっては、市民の視点から見た分かりやすさ、市民サービスの整合性の確保に留意する。
- ・新たな行政課題に即応した施策・事業を展開するため、常に組織・機構の見直しを行い、簡素で効率的な行政執行体制を整備する。
- ・戦略的対応を要する重要課題に対して人材、予算等を柔軟かつ迅速に配分できるよう、行政経営機能の強化を図る。

【主な取組】

項目	所管課	平成19年度の現状	取組内容		
			20年度	21年度	22年度
組織の見直し	総務課	・全庁的な組織再編を実施 (11部63課体制、「係」の廃止)	・課題把握、組織改正の要否検討 ・必要に応じて組織改正を実施	→	
	総務課	横断的組織の検討	・プロジェクトチームの検討 ・組織横断的課題への対応について検討	→	
	職員課	市民からの問題提起を共有できる仕組みづくり ・担当課での対応 ・管理部門への通報 ・わたしの提案	・事例の抽出 ・事例の新たな集約方法等の検討 ・報告ルートの検討、確立	・統一様式の作成 ・対応方策を含め、庁内ネットワークへ掲示	→
事務分掌の見直し (例)災害対策本部、ふれあい農園、地上デジタル放送、雑草の苦情処理ほか	総務課	・組織改正に合わせ、事務分掌に関する課題解決を推進	・課題把握、見直しの要否検討 ・必要に応じて事務分掌規則等の見直しを実施	→	
授乳室の設置	管財契約検査課	・市役所分室の相談コーナーを暫定的に利用 ・相談コーナー使用時は、利用不可	・設置場所の選定	・実施設計、工事 ・運用	→

庁舎等レイアウトの見直し	管財契約検査課、関係課	ファシリティマネジメントの検討 窓口対応を重視したレイアウトの検討 展示スペースの有効活用ほか	・常時見直し		
レストラン棟の有効活用(打合せ・会議スペースの確保)	管財契約検査課、職員課	2階ラウンジ喫煙スペース ・来庁者の健康被害を考慮し市庁舎内は禁煙 ・市庁舎内における会議室の不足	・撤去に向けての庁内調整 ・撤去後の用途の検討 ・庁舎全体の喫煙場所の再検討	・撤去工事の実施 ・打合せスペースの確保	
	職員課	食堂スペース ・営業時間外には、申請による利用が可能	・食堂利用の取扱い基準の改定(手続きの簡素化) ・打合せ等のフリースペースとして利用		
子育て相談機能の充実	子育て支援課、教育センター	・子どもに関する相談機能を就学前は福祉部門、就学後は教育委員会で分けて担当 ・情報、履歴の集中管理体制と組織的、継続的な相談機能が未整備	・子ども相談支援センター(仮称)の開設に向けた条件整備	・子ども相談支援センター(仮称)の開設 ・運営	
シフト勤務の導入	職員課	・保育園で実施	・課題の整理 ・シフト勤務の運用方法等について庁内合意の形成 ・実施		

*ファシリティマネジメント：事務室などで効率的に活動できるようデスクなど設備の配置等を総合的に管理すること

窓口サービスの向上

【基本方針】

・行政サービスの顧客である市民の立場に立った親切な対応を徹底するとともに、ICTの活用と組織横断的な対応により、窓口機能の拡充とワンストップサービスの実現をめざす。

【主な取組】

項目	所管課	平成19年度の現状	取組内容		
			20年度	21年度	22年度
(仮称)伊勢原駅窓口センターの開設	戸籍住民課	・石田窓口センター、自動交付機(2カ所)の設置、年度末等の閉庁日の開庁等を実施	・電算システム準備、内装工事等、開設に向けた準備	・開設	
戸籍窓口における番号呼び出し制の導入	戸籍住民課	・申請用紙等を記載後に窓口で受付けることによる順番待ち(行列)の発生 ・申請等の処理後に姓(一部番号併用)で呼出	・各市の状況調査 ・番号呼び出し制の検討	・番号呼び出し制に伴う予算措置	・実施

(3) 職員の資質向上と定員管理
人材育成の推進

【基本方針】

- ・ 地方分権時代における基礎的自治体の役割を的確に果たすために、人材育成基本方針に基づき、行政のプロとして職員を育成していく。
- ・ 職員研修体系を見直し、新たな行政課題に果敢に挑戦する組織風土の醸成と職員の意識改革を推進する。
- ・ 地方公務員制度の改正動向を踏まえながら、職員が自分の能力を客観的に把握し、自ら向上する意識を醸成するとともに、仕事の成果を的確に処遇に反映するための制度として、人事評価制度の本格的導入を図る。
- ・ 新規学卒者を採用して時間をかけて育成するこれまでの方式に加え、職務経験者の採用や任期付採用などにより、多様な人材の確保を推進する。

【主な取組】

項目	所管課	平成19年度の現状	取組内容		
			20年度	21年度	22年度
新たな人事管理システムの確立	職員課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人材育成基本方針の運用と人事評価制度の導入 ・ 研修制度の充実を中心とする人材育成 ・ ヒアリング等を通じた個々の職員の適性の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人事評価制度の試行 ・ 新たな人事管理制度の検討 ・ 人事評価制度と整合をとりながら、昇任昇格基準の明確化を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人事評価制度の実施、点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人事評価制度の実施 ・ 新たな人事管理制度の導入
	職員課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部門別専門職の養成 ・ 行政ニーズの変化等を踏まえ、専門職を計画的に採用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複線型人事制度について検討 ・ 複線型人事制度を前提とした人事配置、処遇管理と人事評価制度との整合について検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複線型人事管理制度の実施 	
再任用職員評価制度の導入	職員課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務職員9人、給食調理員4人、校務整備員1人の計14人の再任用職員を配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各職場における再任用職員に必要な能力の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施 	
職員研修の充実 (採用時接遇研修の集中実施)	職員課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新採用職員については、庁内講師により公務員・市職員としての基礎知識習得を目的とした研修を採用時に実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部講師による接遇の専門研修を採用時に実施 		

職員採用、任用形態の多様化	職員課	<ul style="list-style-type: none"> ・任期付職員の配置 ・社会人経験を有する者を対象とした採用試験の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・定員適正化計画に基づく計画的な職員採用 ・多様な任用形態の活用方策の検討 ・社会人経験を有する職員の採用、配置 ・民間企業との人事交流の仕組みについて検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会人経験を有する職員の配置による効果を検証
---------------	-----	---	---	---

職員定数の適正化

【基本方針】

・定員適正化計画に基づき、事務事業の整理・見直し、民間委託、再任用制度や多様な雇用形態の拡充等により正規職員数を削減するとともに、必要最小限の範囲で計画的な職員採用を実施する。

【主な取組】

項目	所管課	平成19年度の現状	取組内容		
			20年度	21年度	22年度
計画に基づく定員管理	総務課、職員課	・平成18年度に策定した定員適正化計画に基づき、職員数の適正化を推進	<ul style="list-style-type: none"> ・目標について検討 ・職員数削減のための具体的な取組の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内関係部局、職員組合と調整 ・次期定員適正化計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・次期定員適正化計画の運用

財政の健全化

(1) 財源の確保 税財源の拡充

【基本方針】

- ・広域幹線道路等の整備を見通した計画的な土地利用の高度化、市内産業の活性化や利活用が見込めない公有財産の処分等により、新たな税財源の確保を図る。

【主な取組】

項目	所管課	平成19年度の現状	取組内容		
			20年度	21年度	22年度
広告収入の確保	広報広聴課	市ホームページ ・バナー広告の掲載開始	・バナー広告の掲載		
	行政改革推進室、関係課	新たな広告媒体の検討	・新たな有料広告導入への検討	・有料広告の拡大	
市刊行物の有料化の検討	財政課、行政改革推進室	・有償市刊行物作成基準が不明確	・検討		
企業立地の推進	商工観光振興課	・「企業立地促進条例」に基づく企業誘致の推進	・「企業立地促進条例」に基づく企業誘致		
不要公有財産の処分	管財契約検査課	・旧市営西峰岸住宅跡地の売払いに向けた調整等	・旧市営西峰岸住宅跡地(1,480㎡)の売払い	・不要公有財産の積極的な売払い	

*バナー広告：ホームページ上の電子広告。そこが入口となってさらに広告掲載企業等のホームページ等へ連動し、詳しい情報を得ることができる

収納体制の強化と公平性の確保

【基本方針】

- ・公平性確保の観点から適正な課税客体の把握に一層努めるとともに、市税等の滞納者に対する収納体制を強化する。
- ・税外諸収入金の債権（私法上の債権）を整理し、管理への取り組みを強化する。
- ・受益と負担の適正化を原則とし、定期的な点検、見直しを行い、公平で公正な使用料と手数料の水準を設定する。
- ・口座振替制度の普及促進を図るとともに、市税、公共料金等の納付窓口の拡大を検討する。

【主な取組】

項目	所管課	平成19年度の現状	取組内容		
			20年度	21年度	22年度
差押え物件の公売の推進	収納課	・インターネット公売未実施	・インターネット公売全体の調査、研究	・関係機関、関係課との調整	・インターネット公売の実施
税外諸収入金の債権（私法上の債権）に係る適正管理	財政課、行政改革推進室	・滞納管理システムの整備 ・滞納管理システムの構築に当たり、研究・情報収集を実施	・実施組織の確定 ・関係規定、組織整備の研究 ・収入未済のうち不良債権の整理	・条例化のための準備作業	・専任組織（職）の設置 ・債権管理条例の制定 ・滞納管理システムの整備

*インターネット公売：市など公的機関が、インターネット上で滞納による差押え物品等をオークションにより売却すること

	建築指導課	市営住宅使用料の滞納管理 ・「市営住宅家賃滞納整理事務処理要綱」に基づく納付指導、滞納整理の実施	・「市営住宅家賃滞納整理事務処理要綱」に基づく納付指導、滞納整理 ・訴訟対象者選定基準、法的措置事務処理方針の作成	→	
負担金、使用料等受益者負担等の適正化	財政課、保険年金課、介護高齢福祉課	・受益者負担徴収基準のあり方の検討 ・保育料、下水道使用料、国民健康保険税、介護保険料の改定(平成18年度)	・適時、見直し ・国民健康保険税の改定	→	・介護保険料の改定
福祉的な配慮に対する基準の明確化	財政課	・個別事例ごとに、近隣団体との均衡を配慮	・適時、見直し	→	
市税等徴収体制の拡充	収納課	・国税、県税OBを任期付職員として採用、配置 ・市税等納付窓口の拡大検討	・滞納者財産の差押え拡充と差押え財産の換価、公売の実施 ・高額滞納者に対する滞納処分、収納強化 ・収納方法の拡大に向けた検討	→	・標準型電算システムの開発に合わせた実施
滞納市税の県への徴収事務委託	収納課	・地方税法第48条による事務委託を実施	・取組継続	→	
休日納税相談窓口の開設	収納課	・休日に納税相談のための窓口を開設し、市税の納付を推進	・取組継続	→	

(2) 経常経費の削減
事務事業の点検

【基本方針】

・経常的な事務事業全般にわたって執行方法や効果の点検を毎年行い、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドを推進する。

【主な取組】

項目	所管課	平成19年度の現状	取組内容		
			20年度	21年度	22年度
枠配分方式の運用、検証	財政課	・経常経費における一般財源配分額の節減を達成	・枠配分予算編成方式の検証	→	

人件費の削減

【基本方針】

- ・定員適正化計画に基づく計画的な正規職員数の削減などにより、人件費総体の削減を図る。
- ・職員の給与制度については国家公務員の給与制度に準拠するとともに、個々の職員の能力と実績に応じた給与制度の導入に向けて検討する。各種手当については、定期的に点検し、社会状況の変化に応じて適正化を図る。

【主な取組】

項目	所管課	平成19年度の現状	取組内容		
			20年度	21年度	22年度
給与・手当の見直し	職員課	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊勤務手当の見直し ・旅費日当の廃止 ・給与構造の見直し (平成18年度) 	・検証	・見直し	→

長期債務の削減

【基本方針】

- ・普通債残高の削減を引き続き推進するため、公共投資の優先順位を精査し、市債の発行をできるだけ抑制する。
- ・土地開発公社及び事業公社に対する未償還債務については、償還計画を策定し、長期的取組として計画的に削減する。

【主な取組】

項目	所管課	平成19年度の現状	取組内容		
			20年度	21年度	22年度
土地開発公社及び事業公社の健全化	財政課	<ul style="list-style-type: none"> ・日向ふれあい学習センター用地等公共土地の買取 ・シティプラザ建物等公共建物の買取 ・代替地の処分推進 	・債務の縮減	→	→
市債新規借入の抑制	財政課	<ul style="list-style-type: none"> ・取り組まなければならない重要課題について市債を活用 	・新規借入を抑制	→	→

(3) 財政健全化の推進

【基本方針】

- ・ 財政健全化のためのあるべき水準を、
 經常収支比率は80%未満、
 經常一般財源のうち、人件費に充てられる割合は30%未満、
 起債制限比率は10%未満の水準と定め、
 平成22年度までの財政再建の目標を
 実質収支の黒字の確保
 新規起債の抑制と、市債残高の縮減、
 財政調整基金の残高の確保として、
 財政の健全化を推進する。

- * 經常収支比率：市税など毎年収入できる使い途の特定されない財源が、どの程度、毎年支出される経費に充てられるかを示した指標。70～80%が望ましいとされる。經常経費に充てた分を差し引いた部分が、新たな投資的・政策的経費に充てられる。
- * 起債制限比率：市債の元利償還金の標準財政規模に対する割合
 [標準財政規模：市が標準的な行政活動を行うために必要とされる市税など一般財源の額]
- * 実質収支：歳入歳出差引額から、翌年度に繰り越す事業の財源を差し引いた額

【主な取組】

項目	所管課	平成19年度の現状	取組内容		
			20年度	21年度	22年度
財政の健全化	財政課	・ 財政健全化のためのあるべき水準を念頭に置き、財政再建目標の達成を推進	・ 地方財政健全化法で規定された4指標の基準に基づく目標値の設定 ・ 財政健全化の推進	→	

2 計画の進行管理

(1) 行財政改革推進委員会による進捗状況の点検

この計画に位置づけたそれぞれの施策、事務事業の進捗状況について、毎年、行財政改革推進委員会による点検を行い、その結果を市長に報告する。

(2) 進捗状況の公表

行財政改革推進委員会の点検後、この計画の進捗状況とその成果を市民に分かりやすく公表する。

(3) 行財政改革の着実な実践

改革は、それを実現する職場での日々の実践によって成り立ち、そのプロセスが人と組織に蓄積されることにより習慣化する。

簡素で効率的な行政執行体制の確立と財政の健全化を図るため、市長を本部長とする行財政改革推進本部を中心として、各所属の第一線で働く職員までが目標を共有し、一体となって行財政改革に取り組んでいく。

組織横断的な課題に対しては、必要に応じてプロジェクトチームを編成するなど機動的で整合のとれた取組を推進する。

(4) 計画の改定

今日、社会経済情勢は常に変化している。この計画に位置づけたそれぞれの施策、事務事業についても「計画どおりに実施する」こと自体に拘泥することなく、その時々的情勢変化に応じた柔軟な実施方策を検討する。

また、計画の最終期間に至る前でも著しい社会経済情勢の変化が生じた場合には、行財政改革推進委員会の意見を求め、必要に応じてこの計画を改定する。

3 資料編

- (1) 第一次行財政改革推進計画の進ちょく状況
- (2) 人口の推移と今後の見通し
- (3) 財政状況
- (4) 職員数と給与等の状況
- (5) 計画の策定経過

(1) 第一次伊勢原市行財政改革推進計画の進ちょく状況

効果額(平成17年度~19年度)

取組の柱	歳入	歳出
市民・NPO・企業等との協働によるまちづくり	-	25,472 千円
(1) 市政への市民参加	-	-
(2) 市民等の自主的活動の促進と協働によるまちづくり	-	25,472 千円
簡素で効率的な行政執行体制の確立	4,469 千円	622,237 千円
(1) 事務事業の見直し	4,469 千円	438,053 千円
(2) 組織・機構の再編	-	-
(3) 職員の資質向上と定員管理	-	184,184 千円
財政の健全化	865,477 千円	8,829 千円
(1) 財源の確保	865,477 千円	-
(2) 経常経費の削減	-	8,829 千円
(3) 財政健全化目標の設定	-	-
計	869,946 千円	656,538 千円

効果額: 1,526,484千円

(内訳)

年度	効果額	歳入	歳出
平成17年度(決算)	368,681 千円	147,998 千円	220,683 千円
平成18年度(決算)	936,990 千円	720,652 千円	216,338 千円
平成19年度(予算)	220,813 千円	1,296 千円	219,517 千円

は、第一次行財政改革推進計画計上事業以外に、庁内提案等に基づいて実施した取組項目(計画の上積み分)

実施済みのもの

市民・NPO・企業等との協働によるまちづくり

(1)市政への市民参加

所管	取組項目名	取組状況
広報広聴課	市ホームページの充実	平成18年度 「ウェブアクセシビリティ指針」策定済み
市民協働課	パブリックコメント制度の導入	平成18年度 導入済み
市民協働課	市民参加推進指針の制度化	平成17年度 制度化済み
市民相談課	審議会等の在り方に関する基本指針の制定	平成17年度 制定済み
広報広聴課	電子会議室の開設	平成17年度 開設済み

(は、計画の上積み分)

(2)市民等の自主的活動の促進と協働によるまちづくり

所管	取組項目名	取組状況
市民協働課	(仮称)市民活動促進指針の制度化	平成19年度 制度化済み
市民協働課	市民活動の育成	平成17年度 「市民活動支援助成金交付要綱」 施行
農政課	畜産施設の団体への移譲	平成17年度 移譲済み(10棟)

簡素で効率的な行政執行体制の確立

(1)事務事業の見直し

所管	取組項目名	取組状況	
企画調整課	行政評価制度の確立	平成18年度 事務事業評価実施済み	
管財契約検査課	公共工事発注手続きの透明化	平成19年度 電子入札システム導入済み	
広報広聴課	事務事業の廃止 ・休止	テレホンガイド	平成17年度 廃止済み
介護高齢福祉課		住宅改修相談事業	平成17年度 廃止済み
交通防犯対策室		交通災害見舞金	平成18年度 廃止済み
介護高齢福祉課		市域ホームヘルパー養成	平成17年度 休止済み
職員課		職員事務服	平成17年度 廃止済み
農政課		神奈川県農業共済組合負担金	平成17年度 廃止済み
保育課		みかんの木管理業務委託	平成17年度 廃止済み
保育課		外国人児童保育助成事業	平成17年度 廃止済み
介護高齢福祉課		四季の味わい事業補助金	平成17年度 廃止済み
生活福祉課		被保護世帯激励費	平成17年度 廃止済み
公園緑地課		緑化ポスター、緑化標語コンクール	平成17年度 廃止済み
農政課		花き消費宣伝対策事業	平成18年度 廃止済み
農業委員会		認定農業者利用調整推進事業	平成19年度 県の制度へ統合済み
商工観光振興課		労働者災害見舞金	平成19年度 廃止済み
公園緑地課		花壇づくり事業	平成19年度 廃止済み
学校教育課		教職員ジャージ貸与	平成19年度 廃止済み
青少年課		じゃがいもキャンプ開催費	平成19年度 廃止済み
青少年課		無線研究会アマチュア局維持管理運営費	平成19年度 廃止済み

(は、計画の上積み分)

所管	取組項目名	取組状況		
介護高齢福祉課	支給額・助成額 の見直し	ねたきり老人等家族 介護見舞金	平成17年度 見直し済み	
保険年金課		老人医療費助成事 業	平成18年度 廃止済み	
交通防犯対策室		チャイルドシート助 成事業	平成19年度 廃止済み	
保育課		民間保育所施設修 繕費補助	平成17年度 廃止済み	
障害福祉課		自動車燃料費助成 事業	平成17年度 見直し済み	
障害福祉課		福祉タクシー利用助 成事業	平成17年度 見直し済み	
障害福祉課		家庭介護者支援事 業	平成17年度 見直し済み	
障害福祉課		地域作業所備品購 入費助成	平成17年度 廃止済み	
生活福祉課		社会福祉一時援護 事業:援護金	平成17年度 見直し済み	
生活福祉課		敬老祝金事業	平成17年度 見直し済み	
健康管理課	利用者、受益者 負担の見直し	基本健康診査等	平成17年度 見直し済み	
介護高齢福祉課		緊急福祉通報シス テム	平成17年度 負担金導入済み	
介護高齢福祉課		生活支援ホームヘ ルパー派遣	平成17年度 基準変更済み	
健康管理課		生活習慣病予防費	平成17年度 負担金見直し済み	
生活福祉課		趣味教養講座開催 事業	平成17年度 受講料新設済み	
環境美化センター		事業系ごみ処理手 数料	平成17年度 見直し済み	
管財契約検査課		伊勢原市駅北口臨 時駐車場	平成18年度 見直し済み(上限料金設定)	
文化財課		歴史解説アドバイザ ー養成講座	平成19年度 資料代負担導入済み	
生活福祉課		事務事業の内容 見直し	敬老事業	平成19年度 見直し済み (対象年齢)
農政課			北三間農村広場整 備事業	平成17年度 見直し済み (原材料費の減)
保育課	保育所案内パンフレ ット		平成17年度 見直し済み (庁内印刷へ切り替え)	
保育課	一時保育事業		平成17年度 見直し済み (一部を特定保育事業へ移行)	

(は、計画の上積み分)

所管	取組項目名	取組状況	
広報広聴課	事務事業の内容 見直し	広報いせはら編集 発行事業	平成18.19年度 見直し済み (制作単価等)
職員課		宿日直業務	平成18年度 見直し済み (非常勤嘱託化)
議会事務局		議会だより編集発行 事業	平成19年度 見直し済み (単色刷りへ変更)
農政課		共進会開催費	平成19年度 見直し済み (委託料等)
環境美化センター		し尿収集運搬委託 業務	平成19年度 見直し済み (委託車両原価)
予防・防災課		災害時医薬品の備 蓄体制	平成19年度 見直し済み (循環型備蓄へ変更)
社会教育課		地域・家庭・学校教 育支援会議費	平成19年度 見直し済み (公募制へ変更)
社会教育課		大学開放講座	平成19年度 見直し済み (委託から謝礼へ変更)
管財契約検査課		庁舎維持管理事業	平成19年度 見直し済み (浄化槽保守点検回数)
管財契約検査課		優良建設工事表彰	平成19年度 見直し済み (隔年実施へ変更)
総務課		「現行自治六法」貸 与	平成19年度 見直し済み (貸与先縮小)
議会事務局		加除式図書	平成19年度 見直し済み (インターネット等活用)
総務課		賞状等筆耕業務	平成19年度 見直し済み (ワープロソフトの活用)
建築指導課		市営住宅維持管理 費	平成19年度 見直し済み (かながわ住まい・まちづくり協会退 会)
交通防犯対策室		防犯灯電気料支払 い	平成19年度 見直し済み (一括払いへ変更)
公園緑地課		総合運動公園維持 管理費	平成19年度 見直し済み (同一業者の委託契約統合)
公園緑地課		総合運動公園・有料 公園施設等貸出受 付業務	平成19年度 見直し済み (業務一本化)
下水道施設課		公共下水道施設維 持管理業務	平成19年度 見直し済み (委託内容)
河川・下水道整備 課		河川維持管理費	平成19年度 見直し済み (草刈り処分費)
道路整備課		道路台帳作成業務・ 境界確定測量業務	平成19年度 見直し済み (同時発注へ変更)

(は、計画の上積み分)

所管	取組項目名		取組状況
土木総務課	事務事業の内容 見直し	狭あい道路対策事業	平成19年度 見直し済み (寄付・助成方式へ変更)
土木維持補修課		生活道路改善事業	平成19年度 予算化
教育センター		研究発表会講師謝礼	平成19年度 見直し済み (講演のみ依頼)
指導室		外国人英語指導助手派遣事業	平成19年度 見直し済み (業務委託へ変更)
予防・防災課		消防訓練	平成19年度 見直し済み (訓練用消火器の活用)
選挙管理委員会事務局		選挙開票事務	平成19年度 見直し済み (開票開始時刻の前倒し)
財政課	予算編成における「枠配分方式」導入		平成18年度 導入済み
情報システム課	電子申請・届出のシステム化		平成17年度 導入済み
情報システム課	施設予約のシステム化		平成18年度 導入済み
管財契約検査課	電子入札のシステム化		平成19年度 導入済み
職員課	行政事務の電算 システム化	人事・給与システム	平成17年度 導入済み
企画調整課		事務事業評価システム	平成17年度 導入済み
情報システム課		ホストコンピュータ運用システムエンジニア	平成19年度 派遣済み
会計課		OCRシステム	平成19年度 更新済み
-		庁内ネットワーク	活用継続中
総務課	意思決定の迅速化		平成19年度 部課再編済み・チーム制一部導入済み
戸籍住民課	申請手続の簡素 ・効率化の推進	住民票・戸籍謄本等	平成17年度 見直し済み (交付申請書押印廃止)
市民税課		軽自動車税の減免申請	平成18年度 見直し済み (状況確認による申請書省略)
農林整備課		農業用排水路境界証明	平成18年度 見直し済み (証明通知 函面2様 1様)
資産税課		償却資産申告	平成18年度 見直し済み (往復はがきによる事前申告指導実施)
学校教育課	小学校給食調理員配置基準の見直しとパート職員の活用		平成17年度 配置基準見直しおよびパート職員導入済み
子育て支援課	児童コミュニティクラブ事業		平成18年度 委託済み(2箇所)
環境美化センター	臨時職員の活用及び休日勤務事務職員の変更		平成16年度年度から継続 (4人 3人)

(は、計画の上積み分)

所管	取組項目名	取組状況
市民協働課	管理委託施設への指定管理者制度導入	コミュニティセンター3施設 平成18年度 導入済み
市民協働課		市立地域集会所 平成18年度 導入済み
交通防犯対策課		自転車等駐車場 平成18年度 導入済み
農林整備課		ふれあいの森キャンプ場 平成18年度 導入済み
商工観光振興課		御所の入森のコテージ 平成18年度 導入済み
商工観光振興課		市営大山駐車場 平成18年度 導入済み
福祉総務課		シティプラザ 平成18年度 導入済み
生活福祉課		福祉館 平成18年度 導入(比々多福祉館用途廃止)済み
生活福祉課		老人福祉センター 平成18年度 導入済み
生活福祉課		老人憩の家 平成18年度 導入済み
スポーツ課		武道館 平成18年度 導入済み
青少年課		児童館 平成18年度 導入済み
青少年課		日向ふれあい学習センター 平成18年度 導入済み
公園緑地課	直営施設への指定管理者制度導入	有料公園施設 平成19年度 指定管理者指定済み

(2)組織・機構の再編

所管	取組項目名	取組状況
総務課	組織の再編	平成19年度 部課再編済み
職員課	70アマネージャー制の導入	平成18年度 導入済み
職員課	庁舎土日開庁の実施	平成16年度末から年度末、年度初に実施(継続中)
市民税課、資産税課	税務証明発行窓口の拡充	平成17年度 拡充済み (石田窓口センターでの発行開始)

(3)職員の資質向上と定員管理

所管	取組項目名	取組状況
総務課	定員管理計画の策定	平成18年度 策定済み
職員課	職員採用、任用形態の多様化	平成18年度 「任期付職員の採用等に関する条例」の制定

(は、計画の上積み分)

財政の健全化

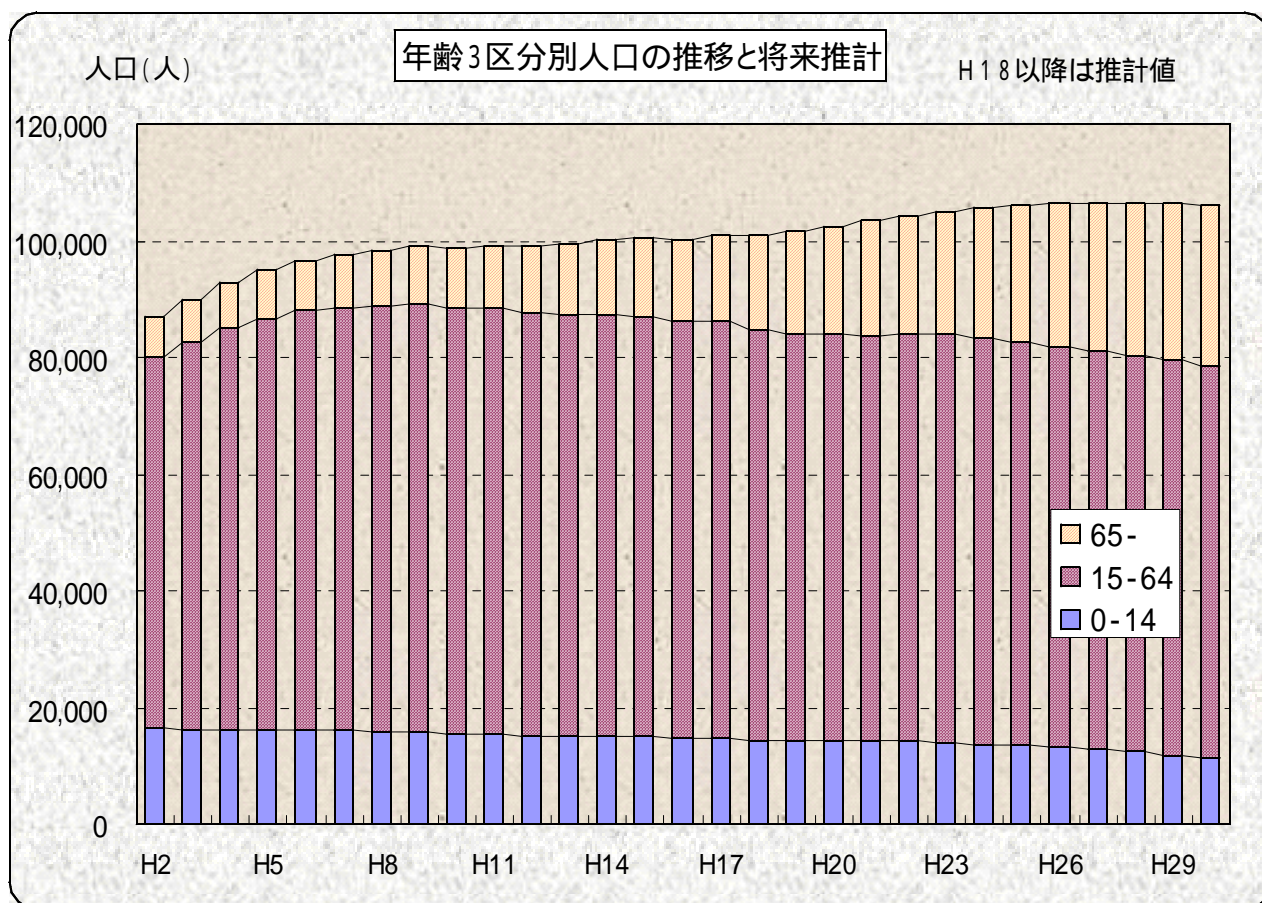
(1)財源の確保

所管	取組項目名	取組状況
管財契約検査課	不要公有財産の処分	平成17年度 市営住宅跡地等売却済み
広報広聴課	市ホームページへの有料広告掲載	平成19年度 実施済み
環境美化センター	古紙等売買契約の見直し	平成17年度 見直し済み(契約書締結)
建築指導課	税外諸収入金の債権(私法上の債権)に係る適正管理	平成17年度 「市営住宅家賃滞納整理事務処理要綱」の制定
財政課	負担金、使用料等受益者負担の適正化	平成17年度 保育料改定済み 平成18年度 保育料、下水道使用料、国民健康保険税、介護保険料改定済み
収納課	市税等徴収体制の拡充	平成19年度 任期付職員配置済み
収納課	滞納市税の県への徴収事務委託	継続して実施中
収納課	休日納税相談窓口の開設	継続して実施中
収納課	滞納管理システム増設	平成18年度 増設済み (徴収嘱託指導用:1台)

(2)経常経費の削減

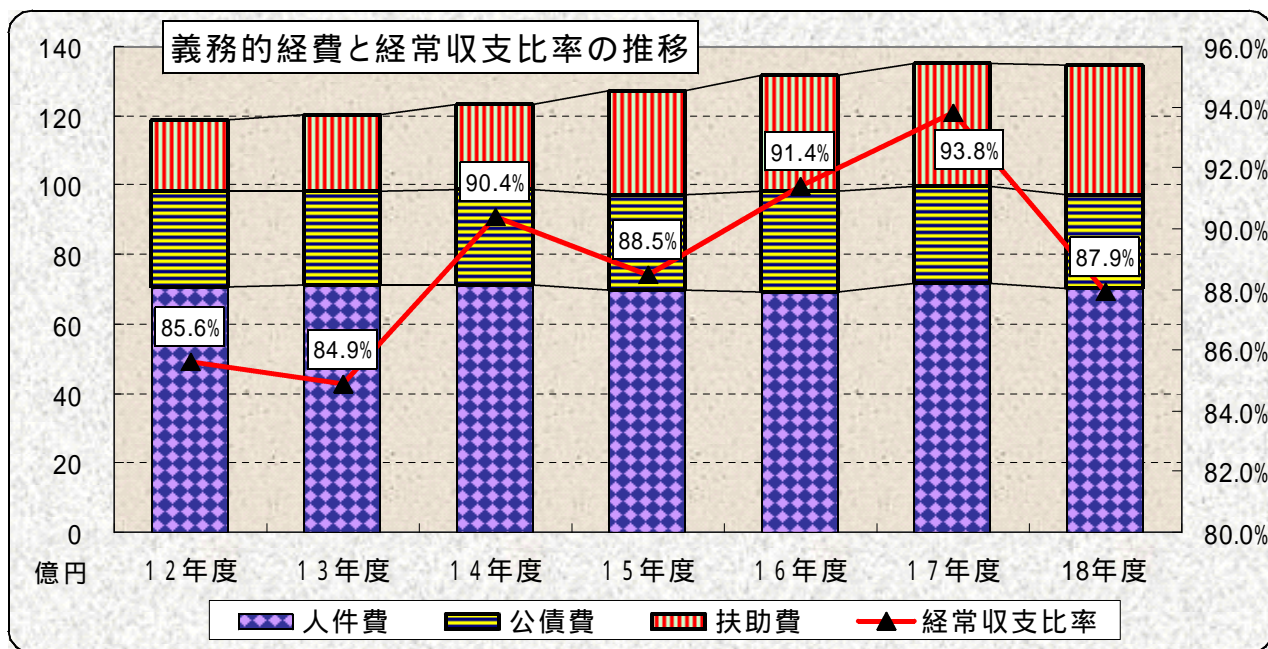
所管	取組項目名	取組状況
職員課	給与・手当の見直し	平成18年度 特殊勤務手当見直し、旅費日当廃止、給与構造見直し済み
財政課	土地開発公社及び事業公社の健全化	公共用地、施設買取り、代替地処分継続中

(2) 人口の推移と今後の見通し



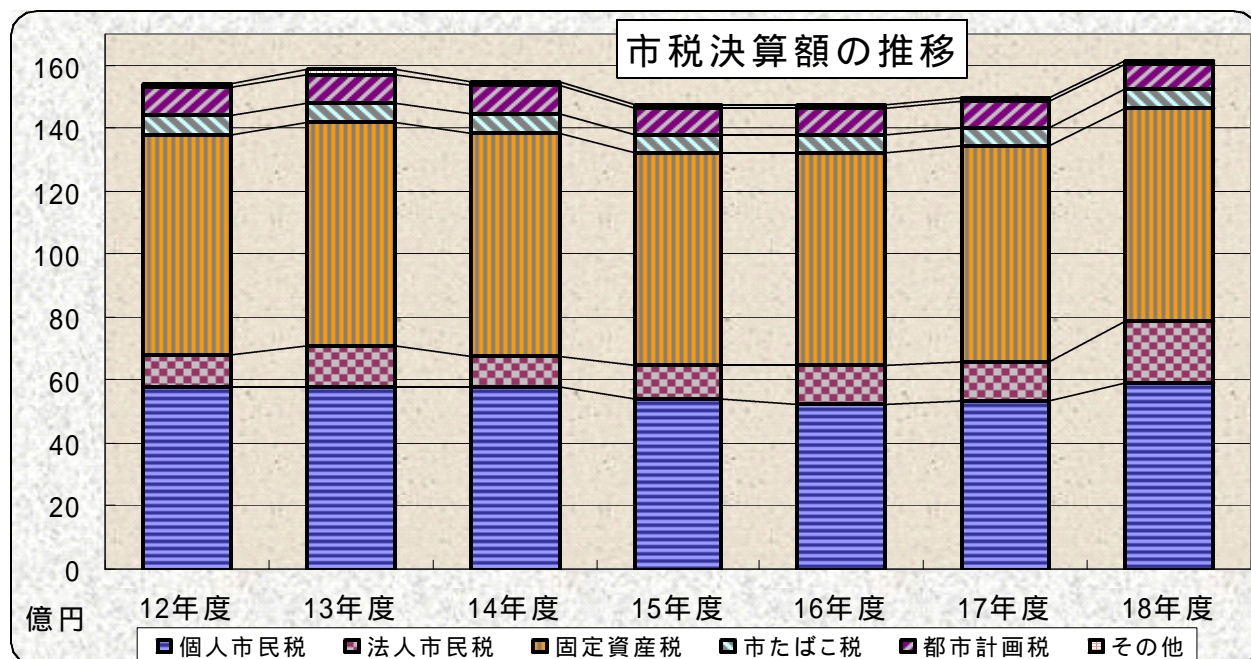
* 伊勢原市の人口は、全体としては今後も若干の増加を見込んでいるが、老年人口の増加と年少人口の減少が継続し、本格的な少子高齢社会に入っていく、平成27年をピークに減少に転じると予想している。(いせはら21プラン後期基本計画策定資料に基づく推計)

(3) 財政状況

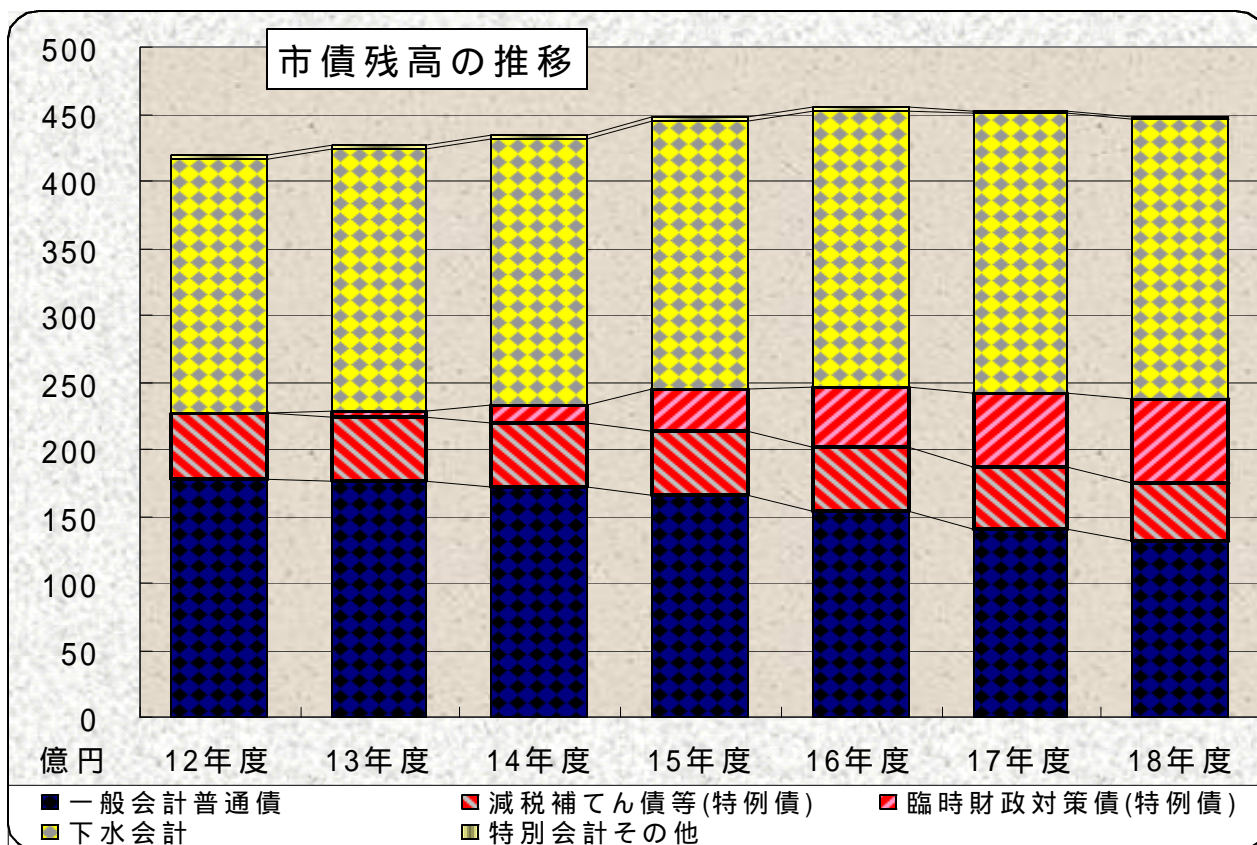


* 職員給与などの「人件費」、市の借金返済に充てる「公債費」、生活保護費などの「扶助費」の3つは、支出が義務づけられ任意に削減することができないため義務的経費といわれる。人件費と公債費の推移は、ほぼ横ばいであるが、扶助費は増加が著しい。義務的経費の増大は、財政構造を硬直させる。

* 毎年収入でき、市の裁量で用途を決めることができる市税などの財源(経常一般財源)が、毎年支払う経費(経常経費)に充てられる割合を経常収支比率といい、70～80%が望ましいとされる。平成18年度は指標が改善しているが、これは、指標算出の分母に当たる市税収入が、国税から地方税への税源移譲により増加したことが主な要因である。



* 市の収入の根幹である市税は、景気低迷により長らく伸び悩んでいたが、平成18年度においては景気回復の影響と税制改革により国税から地方税へ税源移譲が実施されたため、大きく増加している。



* 建設事業に充てる一般会計普通債の残高は、年々減少している。一方、景気対策のために国が行った減税措置の代替財源である減税補てん債等や普通交付税の代替財源である臨時財政対策債といった国の政策による特例債の増加により、市債残高は増加傾向にある。

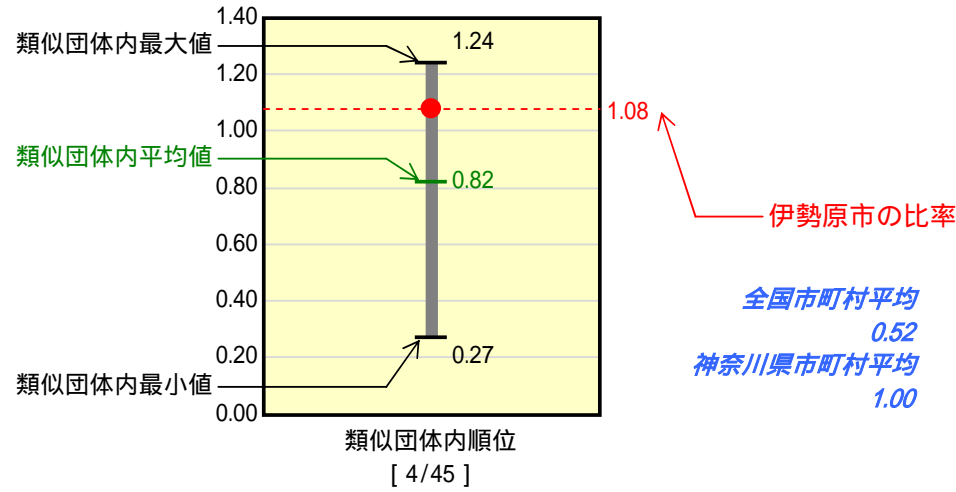
市町村財政比較分析表(平成17年度普通会計決算)

神奈川県 伊勢原市

人口	97,393 人	(H18.3.31現在)
面積	55.52 km ²	
歳入総額	27,179,945 千円	
歳出総額	25,871,206 千円	
実質収支	1,164,754 千円	

財政力

財政力指数 **[1.08]**



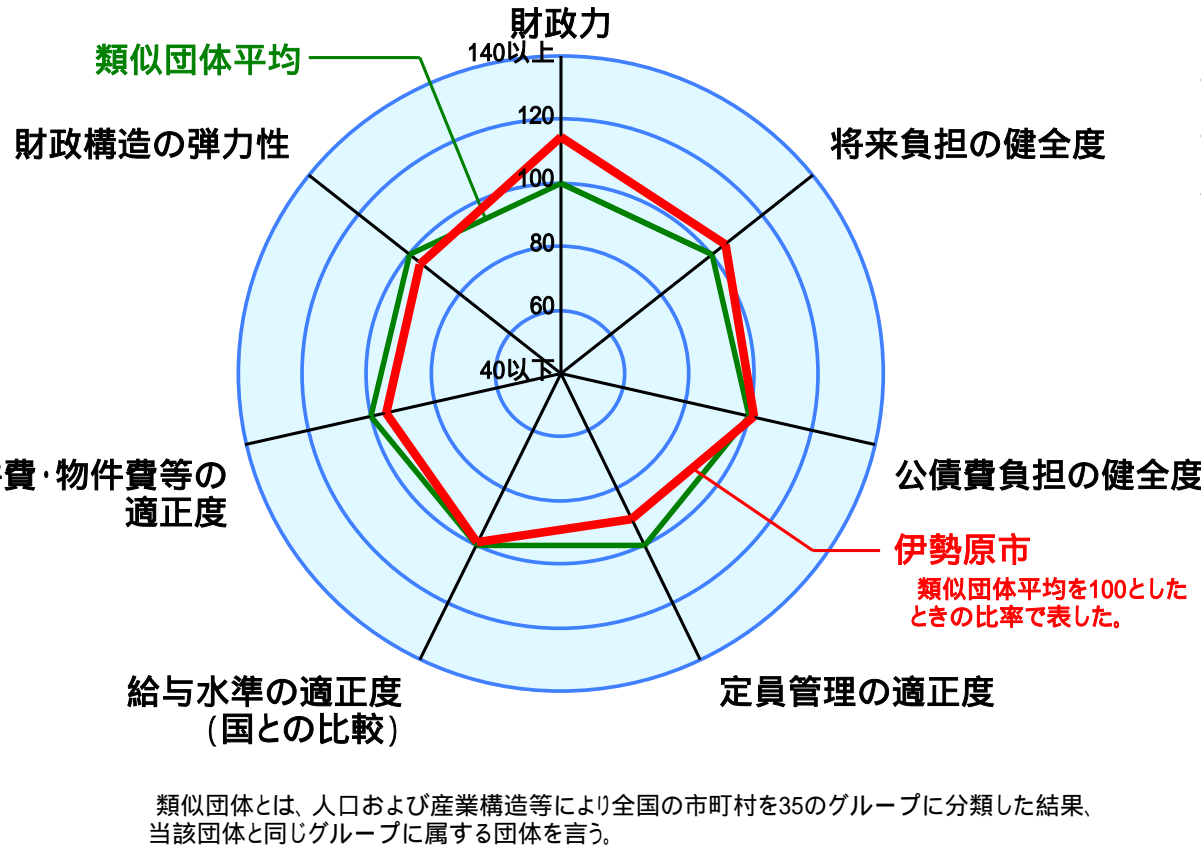
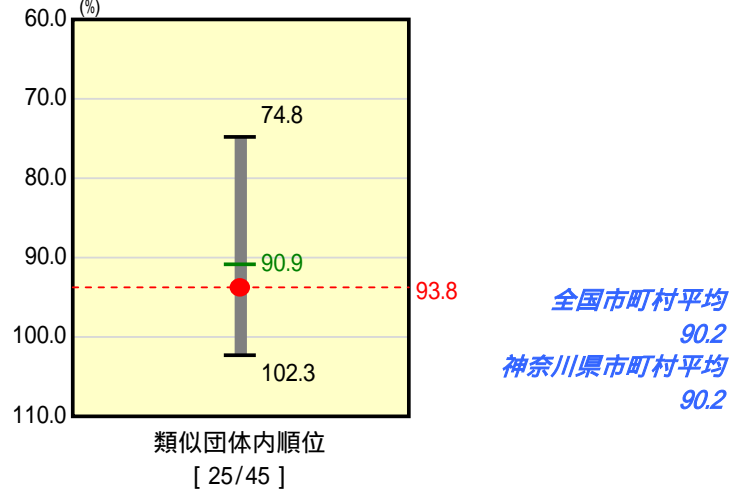
将来負担の健全度

人口1人当たり地方債現在高 **[248,149円]**



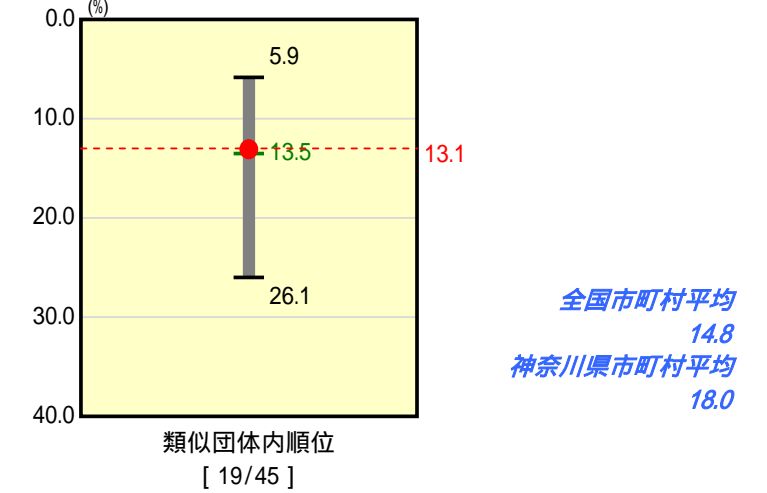
財政構造の弾力性

経常収支比率 **[93.8%]**



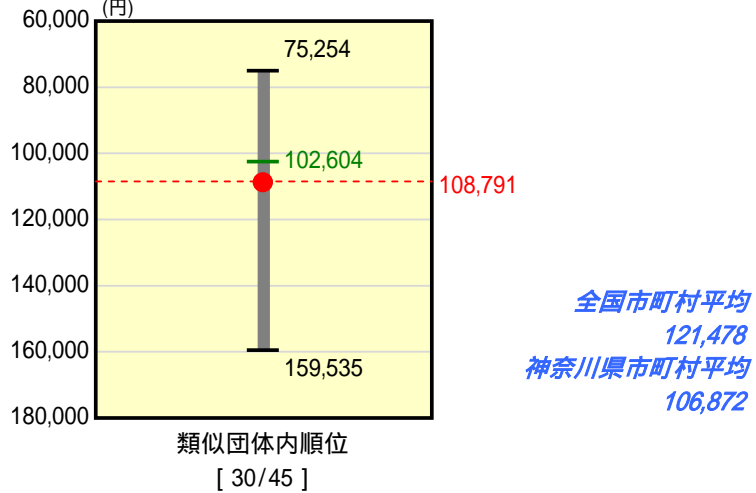
公債費負担の健全度

実質公債費比率 **[13.1%]**



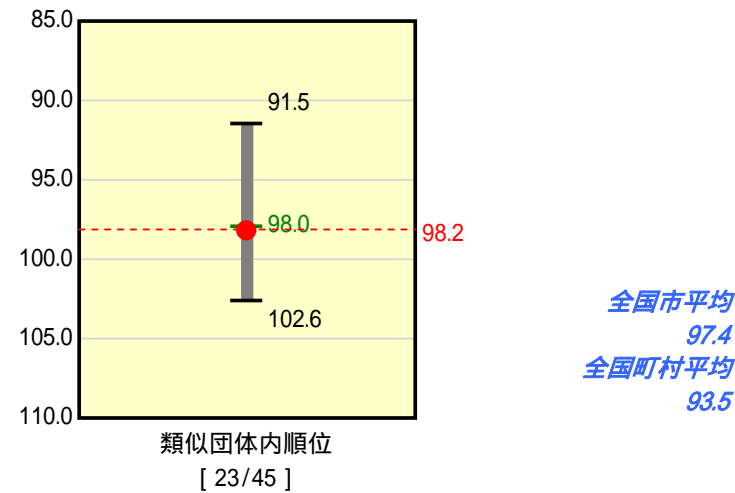
人件費・物件費等の適正度

人口1人当たり人件費・物件費等決算額 **[108,791円]**



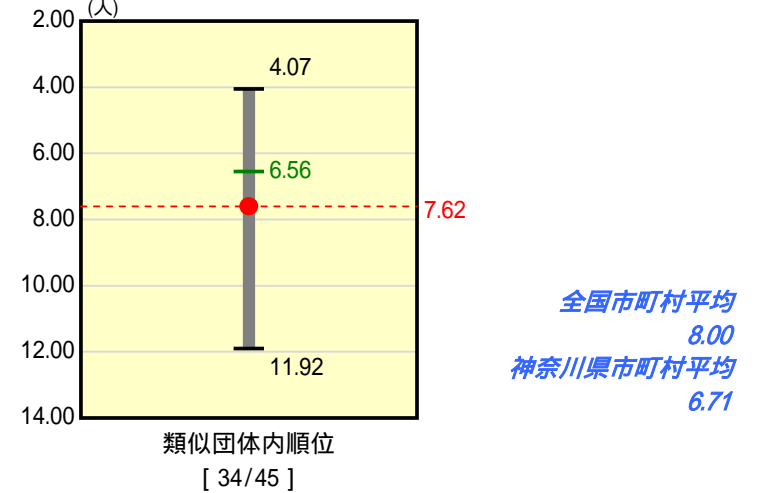
給与水準の適正度 (国との比較)

ラスパイレス指数 **[98.2]**



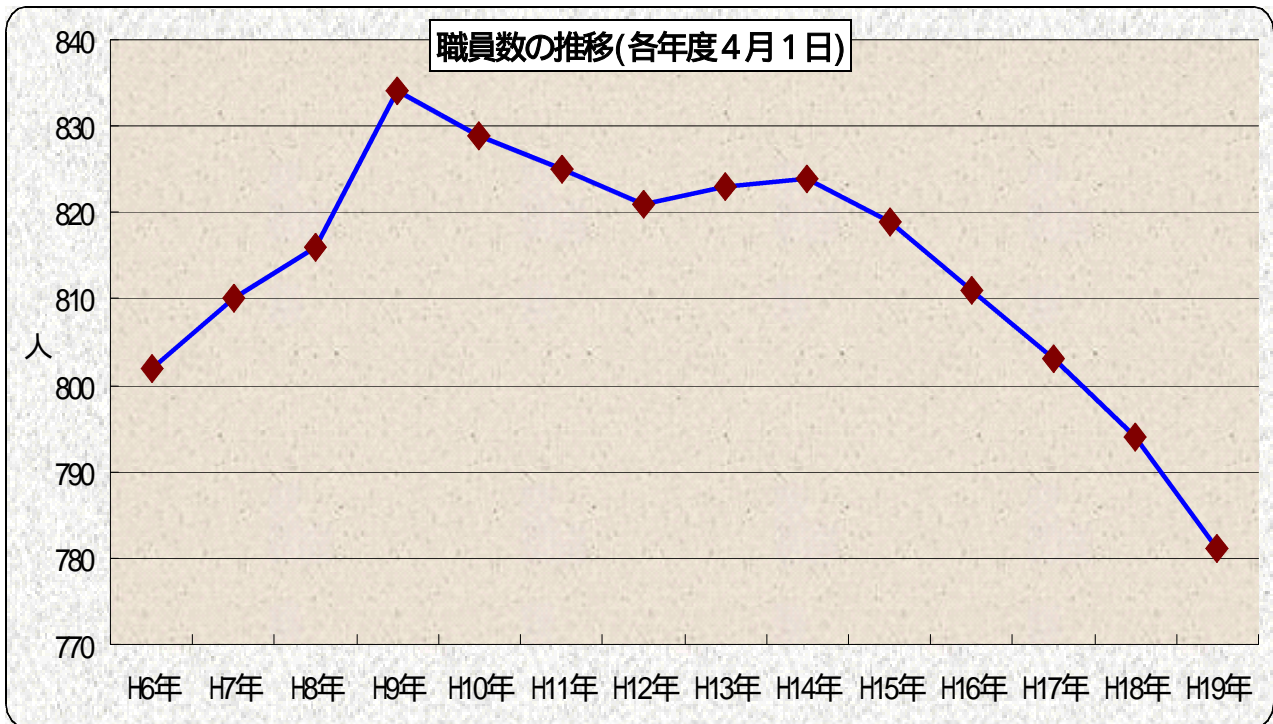
定員管理の適正度

人口1,000人当たり職員数 **[7.62人]**

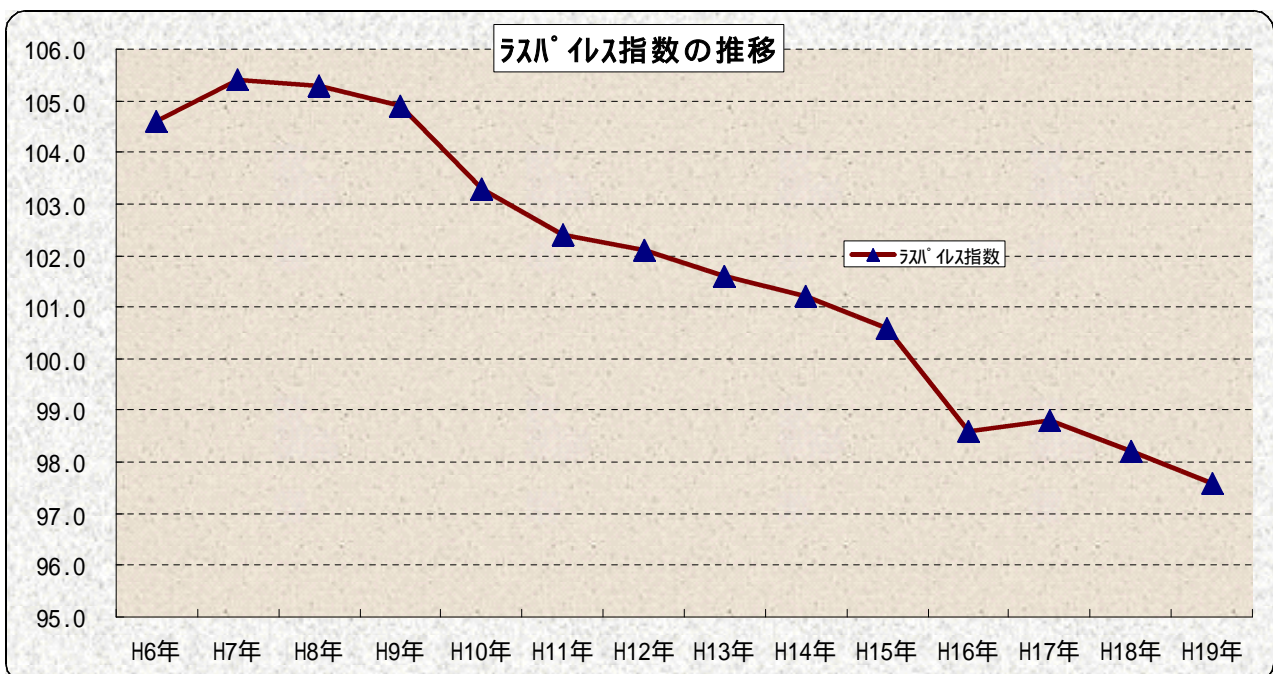


人件費、物件費及び維持補修費の合計である。ただし人件費には事業費支弁人件費を含み、退職金は含まない。

(4) 職員数と給与等の状況



* 職員数は、平成9年4月1日の833人をピークに年々減少し、平成19年4月1日には、ピーク時から53人減の780人となっている。平成18年度に退職者不補充を原則とした定員適正化計画を策定し、市民サービスを維持向上しつつ職員数削減の取組を継続し、平成22年4月1日の職員数を722人まで削減することを目指している。



* 国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数をラスパレス指数という。伊勢原市は平成16年以降100を下回り、平成18年度に実施した給与構造改革や手当の見直しの取組によりさらに下降を続け、平成19年は97.6となっている。

(5) 計画の策定経過

平成18年度	4月	・行財政改革推進本部 設置 ・行財政改革推進本部作業部会(H18) 設置	
	6月	・行財政改革推進本部作業部会レポート 提出 「内部管理コスト削減の具体策」ほか	
	11月	・電子会議室 開設(～3月) ・テーマ別市民会議：参加者・45人 「行財政改革の進捗状況と今後の取り組み」 ・行財政改革推進委員会 設置 ・第1回行財政改革推進委員会 「行財政改革推進計画の進ちょく状況について」ほか	
	1月	・第2回行財政改革推進委員会 「行財政改革推進計画の進ちょく状況について」	
	3月	・第3回行財政改革推進委員会 「平成19年度における行財政改革の取組について」ほか	
	平成19年度	5月	・第4回行財政改革推進委員会 「行財政改革推進計画の進ちょく状況」ほか
		6月	・行財政改革推進本部作業部会(H19) 設置 ・第5回行財政改革推進委員会 「行財政改革推進計画の進ちょく状況について(担当部説明)」
		8月	・第6回行財政改革推進委員会 「行財政改革推進計画の進ちょく状況について(担当部説明)」 ・第7回行財政改革推進委員会 「行財政改革推進計画の進ちょく状況について(担当部説明)」
		10月	・行財政改革推進本部作業部会レポート 提出 「内部管理コスト削減の具体策、業務マニュアル」 ・まちづくり市民会議：参加者・延べ186人(～11月) 「行財政改革の取組について」(いせはら21プラン次期5カ年計画、 財政状況の説明と合わせて実施) ・第8回行財政改革推進委員会 「行財政改革推進計画の進ちょく状況について(担当部説明)」
		12月	・第9回行財政改革推進委員会 「次期行財政改革推進計画の策定について(基本方針等)」
2月		・第10回行財政改革推進委員会 「第二次行財政改革推進計画案について」 ・第二次行財政改革推進計画案に関するパブリックコメント 実施(～3月)	
3月		・第11回行財政改革推進委員会 「第二次行財政改革推進計画案について」	
平成20年度		4月	・行財政改革推進委員会「行財政改革の推進に向けての意見」市長へ提出 ・第二次行財政改革推進計画 公表